

○紀の川市定住促進支援事業補助金交付要綱

令和3年3月29日

告示第47号

(趣旨)

第1条 この告示は、本市に移住してきた者又は移住を予定している者（以下「移住者」という。）の定住を促進し、もって地域の活性化を図るため、定住に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 移住 本市に転入（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条第1項に規定する転入をいう。）することをいう。
- (2) 空家 本市に存する住居（附属する家屋、工作物及びこれらの敷地を含む。）であって使用されていないことが常態であるものをいう。
- (3) 空家バンク 空家の売却又は賃貸を希望する所有者等から申込みを受けた情報を空家の利用を希望する者に対して情報提供を行う本市独自の制度をいう。
- (4) リフォーム 空家の性能若しくは機能を維持又は復旧するために、修繕、補修、模様替え、取替え等を行うことをいう。
- (5) 市内業者 本市に本社若しくは事業所を有する法人又は住所を有する個人事業者をいう。
- (6) インスペクション 国土交通省が定める講習（既存住宅状況調査技術者講習登録規程（平成29年国土交通省告示第81号）による講習をいう。）を修了した建築士（以下「既存住宅状況調査技術者」という。）が、建物の基礎、外壁その他の建物の構造耐力上主要な部分及び雨水の浸入を防止する部分に生じているひび割れ、雨漏り等の劣化又は不具合の状況を把握するための調査をいう。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、次に掲げる事業の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める要件を満たす者とする。

(1) 定住支援事業

ア 空家バンクに登録された空家を購入又は賃貸し、かつ、5年以上定住する意思のある者であって、次のいずれかに該当するもの

- (ア) 移住を予定している者
- (イ) 移住後3年以内の移住者
- (ウ) 活動期間終了後1年以内の地域おこし協力隊員（紀の川市地域おこし協力隊設置規則（平成28年紀の川市規則第10号）の規定による紀の川市地域

おこし協力隊の隊員をいう。)

イ アの(ア)又は(イ)に該当する者にあつては、移住に係る理由が、転勤・出向等の職務上の理由、進学・通学等の一時的な理由、本市が備える住民基本台帳に記録されている者との婚姻のいずれにも該当しないこと。

(2) 空家片付け支援事業 空家を所有している者であつて、当該空家を空家バンクに登録しているもの

2 前項に定める要件を満たす者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付を受けることができない。

(1) 市税を滞納している者

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

(3) その他補助金の交付が適当でないと市長が認める者

(補助対象経費)

第4条 補助金の対象経費は、次に掲げる事業の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める経費とする。

(1) 定住支援事業

ア リフォーム工事費 空家の屋根、外壁、居室、台所、玄関、階段、廊下、トイレ、浴室等のリフォームに際し、市内業者に施工を依頼した場合に要する経費。ただし、次に掲げる経費は対象としない。

(ア) 倉庫及び車庫のリフォーム

(イ) 備品購入費

(ウ) 住宅における居住部分以外のリフォーム

(エ) ふすま又は障子の張替え、畳替え、ガラスの入替え等簡易なリフォーム

(オ) その他市長が適当でないと認めるもの

イ 引っ越し代 引っ越し業者へ作業を依頼した場合に要する経費

(2) 空家片付け支援事業 賃貸借契約又は売買契約が成立した空家に付随する家財道具等の片付けに際し、市内業者に撤去作業等を依頼した場合に要する経費又は処分活動に要する経費

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次に掲げる事業の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める額とする。この場合において、補助対象経費には、消費税及び地方消費税額を含むものとする。

(1) 定住支援事業

ア リフォーム工事費 補助対象経費の3分の2以内。ただし、1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とし、60万円を上限とする。

イ 引っ越し代 補助対象経費の10分の10以内。ただし、10万円を上限とす

る。

(2) 空家片付け支援事業 補助対象経費の10分の10以内。ただし、10万円を上限とする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、紀の川市定住促進支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる事業の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 定住支援事業

ア リフォーム工事費

(ア) 世帯全員の住民票の写し

(イ) 誓約書（様式第2号）

(ウ) 対象空家の売買契約書又は賃貸借契約書の写し。ただし、インスペクションの結果を契約内容に反映したものとする。

(エ) 補助事業の内容及び金額の内訳が確認できる書類の写し

(オ) 事業実施箇所の現況写真

(カ) 建物の全部事項証明書（売買契約の場合に限る。）

(キ) 同意書（様式第3号）。ただし、申請者以外にも所有者が複数いる場合又は申請者が賃借人の場合に限る。

(ク) インスペクション結果報告書

(ケ) (ク)に規定するインスペクションを実施した既存住宅状況調査技術者の講習修了証明書の写し

(コ) その他市長が必要と認める書類

イ 引っ越し代

(ア) 世帯全員の住民票の写し

(イ) 誓約書

(ウ) 対象空家の売買契約書又は賃貸借契約書の写し

(エ) 補助事業の内容及び金額の内訳が確認できる書類の写し

(オ) その他市長が必要と認める書類

(2) 空家片付け支援事業

ア 住民票の写し（県外在住の空家の所有者が、処分活動に際して帰省する場合に限る。）

イ 誓約書

ウ 対象空家の売買契約書又は賃貸借契約書の写し

エ 補助事業の内容及び金額の内訳が確認できる書類の写し

オ 現況写真

カ その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第7条 市長は、申請者から前条の申請書を受理したときは、書類の審査及び必要な調査を行った上で、補助金交付の可否を決定し、紀の川市定住促進支援事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第4号。以下「決定通知書」という。）により、申請者にその旨を通知するものとする。

(変更等の申請)

第8条 前条の規定により交付決定の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ紀の川市定住促進支援事業補助金変更承認申請書（様式第5号）に第6条に掲げる書類のうち当該変更内容が確認できる書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業を中止しようとするとき。
- (2) 補助金額の増額又は30パーセントを超える減額をしようとするとき。
- (3) 事業内容の重要な部分を変更しようとするとき。

(変更の承認)

第9条 市長は、前条の規定による申請があったときは、書類の審査及び必要な調査を行った上で、変更交付決定の可否を決定し、紀の川市定住促進支援事業補助金変更承認（不承認）通知書（様式第6号）により、補助事業者はその旨を通知するものとする。

(実績の報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、当該補助事業が属する年度の3月31日までに紀の川市定住促進支援事業補助金実績報告書（様式第7号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 世帯全員の住民票の写し（第3条第1項第1号ア（ア）に該当する者に限る。）
- (2) 支払が確認できる書類の写し
- (3) 事業実施後の写真（第6条第1号イに該当する場合は除く。）
- (4) 建築確認申請が必要なリフォーム工事にあつては、建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第5項に規定する検査済証の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

(補助金額の額の確定)

第11条 市長は、前条による実績報告書の提出があったときは、その内容を審査の上、適当と認めるときは、紀の川市定住促進支援事業補助金交付額確定通知（様式第8号）により通知するものとする。

(交付の請求)

第12条 前条の規定により通知を受けた者が補助金の交付を受けようとするときは、速やかに紀の川市定住促進支援事業補助金交付請求書（様式第9号）を市長に提出す

るものとする。

(交付決定の取消し)

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 第4条第1号に規定する事業における補助金の交付を受けた者が、補助金の交付申請後5年以内に本市から転出したとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付決定又は交付を受けたとき。
- (3) その他市長が不相当と認めたとき。

(補助金の返還)

第14条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、紀の川市定住促進支援事業補助金返還命令書(様式第10号)により、次に掲げる補助金の返還を命ずるものとする。ただし、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして市長が認めた場合は、この限りでない。

- (1) 前条第1号に該当したとき 次に掲げる区分に応じてそれぞれ定める額
 - ア 補助金の申請日から3年未満の間に本市から転出した場合 全額返還
 - イ 補助金の申請日から3年以上5年以内の間に本市から転出した場合 半額返還
- (2) 前条第2号に該当したとき 全額返還
- (3) 前条第3号に該当したとき 市長が適当と認める額

(その他)

第15条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。